



現行定款	変更案
<p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(代表取締役及び役付取締役並びに相談役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって相談役若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u>が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p>	<p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(代表取締役、<u>役付取締役、相談役及び最高経営責任者</u>)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、<u>取締役社長各1名</u>、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p><u>4 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）を選定することができる。</u></p> <p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u>が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p>